

官庁営繕事業における BIM 活用実施要領 (令和6年改定)【概要】

■目的・概要

「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン」(平成 26 年 3 月 19 日国営施第 15 号。以下「ガイドライン」という。)に基づく BIM 活用に係る手続等について示すことにより、官庁営繕事業における円滑かつ効率的な BIM 活用に資することを目的とするものです。

※BIM : Building Information Modelling

■主な内容

- ・ BIM 活用に係る手続等
- ・ EIR の作成要領
- ・ EIR の様式例

※EIR : Employer's Information Requirements (発注者情報要件)

■主に使用する時期

設計段階、施工段階

■位置づけ

- ・ 官庁営繕事業に BIM 活用を適用する場合の手続等を規定した要領です。